令和８年度千葉市公民館の管理に関する年度協定書

千葉市（以下「甲」という。）と公益財団法人千葉市教育振興財団（以下「乙」という。）とは、令和８年１月２８日付け甲乙間で締結した千葉市公民館の管理に関する基本協定書（以下「基本協定」という。）第４９条第３項の規定に基づき、令和８年度の事業年度に係る協定を締結する。

（協定の期間）

第１条　本協定の期間は、令和８年４月１日から令和９年３月３１日までとする。

（指定管理料の額）

第２条　基本協定第４９条第１項に規定する指定管理料の額は、１，４５０，１４１，０００円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。

（指定管理料の支払い）

第３条　基本協定第５０条に規定する月次指定管理料の額に千円未満の端数があるときは、すべて第１条に定める期間の最初の月に係る月次指定管理料に合算するものとする。

２　乙は、基本協定第５２条第４項の規定により、甲の承認を得て、管理業務に必要な経費の前金払を請求することができる。

３　前項の規定により前金払いした場合の月次指定管理料の額は、前条に規定する指定管理料から前金払の合計額を差し引いた額を月次指定管理料の総額として、第１項の計算方法により月次指定管理料の額を算出するものとする。

４　基本協定書第７２条第３項に定める利益の還元方法については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（疑義等の決定）

第４条　本協定に疑義が生じたとき及び本協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上各自その１通を保有する。

令和８年４月１日

甲　千葉市中央区千葉港１番１号

千葉市

千葉市長　神　谷　俊　一

乙　千葉市中央区弁天３丁目７番７号

公益財団法人千葉市教育振興財団

理事長　　深　山　秀　文